

▶ **記載例**

学 生 割 引 証 発 行 願

令和 ○ 年 4 月 15 日

保護者氏名 尾西 太郎

下記のとおり旅行をしますので、学生割引証の発行をお願いします。

乗車船区間	尾張一宮 駅から 新潟 駅まで 經由
乗車券の種類	片道 <u>往復</u> 連続 周遊 (必要枚数 1 枚)
学年 組 番号	第 3 学年 9 組 3 番
身分証明書番号	3903
使用者の氏名及び年齢	尾西 陽子 (15 才)
旅行期間	令和 ○年 5月 3日(金) ～ 令和 ○年 5月 6日(月)
旅行先	新潟県
旅行目的	家族旅行

学級担任 柏木 一郎 印

学割の発行について

生徒が、鉄道・航路を営業キロで101キロ以上乗車する場合、運賃が2割引になります。

◆営業キロが101キロ以上の乗車券の有効期間

営業キロ	200kmまで	400kmまで	600kmまで	800kmまで	1000kmまで	1200kmまで	1400kmまで	1600kmまで	1800kmまで
有効期間	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日

※1801キロ以上の場合は200キロごとに1日を加えます。

※往復乗車券の有効日数は片道乗車券の2倍です。

※連続乗車券は各区間の営業キロに応じた有効期間を合算したものです。

生徒

- ・「学生割引証発行願」を記入し、担任に提出します。
- ・学校が発行する「学校学生生徒旅客運賃割引証」と「学生証」を提出して、乗車前に乗車券を購入します。

担任

- ・生徒から出された「学生割引証発行願」の内容を確認し、担当者に「学校学生生徒旅客運賃割引証」の発行を依頼します。

担当者

- ・「学生割引証発行願」の内容を確認し、「学校学生生徒旅客運賃割引証」を発行します。
- ・「学校学生生徒旅客運賃割引証」の出納・発行は「学割証発行簿兼出納簿」に記載し、厳重に管理・保管します。
- ・学校保管の「学校学生生徒旅客運賃割引証」が不足した場合は、一宮市教育委員会へ「交付申請」を提出します。
- ・学割年度は、5月1日から翌年4月30日までです。